

おせっかいな

傍聴人の裁判解説

原発事故損害賠償・北海道訴訟

No. 15
2019年9月

2019年9月10日(火)、札幌地方裁判所で原発事故損害賠償・北海道訴訟は70名近い原告と傍聴人が見守る中、結審しました。2013年6月21日に提訴してから28回目の口頭弁論期日でした。原告は60分、東京電力は30分、これまでの主張をまとめたプレゼンテーションを行いました。

■原告のプレゼンテーション

原告からは、これまで主張してきた責任論、損害論、因果関係論それぞれについてまとめたものを、3名の弁護士から伝えました。原発事故はなぜ起きたのか、その責任の所在はどこにあるのか、事故によって原告が受けた損害とはなにか、避難と避難継続の正当性についてこれまで主張してきたことを総括したものです。これまで弁護団が提出した主張や証拠などの書面は、両開きの事務用ロッカー3本分にもなるそうです。なので、かなりポイントを絞った内容だったのだと思います。そして、原告団団長の中手聖一さん、弁護団団長の岩本克彦弁護士からの意見陳述が行われました。

意見陳述で、中手聖一さん、岩本弁護士が伝えたのは、それぞれの「思い」と「願い」だったように感じました。岩本弁護士は、これまで国が原発に対し万全の策を講じ、巨大地震や津波がきても耐えられる設計をしていると言い、原子力政策を推進してきたことを挙げ、今回の東日本大震災での地震や津波は予見できなかった、たとえ予見して対策を講じても事故は防げなかった、と主張していることに対し、厳しい言葉を投げかけました。そして、「原発事故による被災者の救済は、憲法13条(個人の尊重、生命・自由・幸福追求権)に由来する」と述べました。

中手さんは意見陳述の中で、この裁判を何のためにやっているのか、見失ったことがある、と話しました。「何のための裁判なのだろう、と見失い悩ん

だ時期があります。悩んで、妻に聞いたところ彼女はひとこと、『ちゃんと、謝ってほしい』と言ったんです。そうだ!と思いました」と。自分たちは何も悪いことはしていない、なのに取り戻せないものを失い、そのことに対しての謝罪を誰からも受けていないのはおかしい。今は、困難が放置されている状況であり、それが苦しみとして続いている。そのことに対して決着をつけたい。これから先、同じ困難を繰り返さない社会、社会的にも個人的にも避難者・被災者の尊厳の回復と人権が確立され、子供たちに引き継げる社会にしなければいけない。それは、避難者・被災者だけではなく、日本人全員の使命であり、裁判所にはその使命を後押しする判決を出していただきたい。中手さんは、手元に持った原稿をほとんど見ることなく、裁判官に向かって述べました

■東京電力のプレゼンテーション

東京電力は、一貫して、賠償はすでに十分に行われていることを述べました。避難指示区域については十分な賠償をしている、自主的避難等対象区域については、平成23年4月22日までには健康被害はないと判断し、正常な暮らしが始まっており、避難者も人口比の割合でいうとごく少数であることから、ふるさと・コミュニティが変容したとの主張自体が前提事実を欠き、これ以上の賠償は認められない、といったことを述べました。

■判決は来年3月10日

北海道訴訟の判決は、2020年3月10日(火)

午前10時、2011年に東日本大震災がおきて原発の電源が喪失した前日です。裁判の争点は、国の責任と責任の範囲、損害がどこまで認められるか、です。裁判は結審し、あとは判決を待つのみ、となりました。そして、弁護団からは、判決後、いずれにせよ控訴になるだろう、との話もありましたが、今は札幌地方裁判所が、原告の主張を認めた判決を出してくれることを願うばかりです。

